

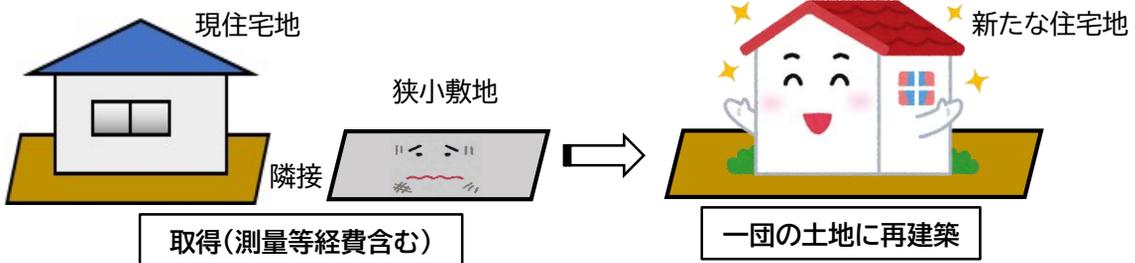
門真市隣接地等取得補助制度を改正しました。

現住宅地の所有者を対象に、一団の土地として再建築を促すことを目的として、**隣接地等の取得費用**に対して、補助制度を実施しています。

令和6年4月1日より補助対象地区が重点地区以外(市内全域)にも拡充されました。

※重点地区8町(大橋町、上野口町、寿町、月出町、堂山町、常盤町、浜町、舟田町)と補助額が異なります。

制度のイメージ図



項	補助対象地区	補助対象額
①	重点地区8町(大橋町、上野口町、寿町、月出町、堂山町、常盤町、浜町、舟田町) 	次に掲げる額のうち、最も少ない額とする ・補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 ・50万円
②	上記以外の市域	次に掲げる額のうち、最も少ない額とする ・補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 ・25万円

※補助対象経費に空き家(建物)の取得費用は該当しません。申請前に必ずご相談ください。

門真市中町1-1
門真市 まちづくり部 都市政策課
TEL:06-6902-6238(直通)
FAX:06-6902-1323
メール:tos02@city.kadoma.osaka.jp

